

「第2次白山市総合計画基本構想」に対するご意見と市の考え方について

募集期間：平成28年5月2日(月)～5月15日(日)

結果：1名の方から2件の意見

パブリックコメントに寄せられた計画案へのご意見、ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

記

ご意見、ご要望	市の考え方
<p>1. タバコ（喫煙及び受動喫煙）は、早期死亡（損失寿命は数年以上）、健康寿命の短縮（数年以上；認知症などの要因ともなっている）など、健康破壊に第一の要因になっているとのエビデンスが蓄積していて、活用可能なあらゆる機会を通してその周知・対策徹底をはかっていく必要があります。</p> <p>全体的に、がんは勿論、循環器疾患、糖尿病、慢性腎臓病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、周産期異常、喘息や呼吸器疾患、歯周病・口内炎や舌がん・食道がん、腰痛など凡そ万病の元ですので、それらによる経済的損失や過剰な医療費を抑制する医療費適正化の観点からもタバコ対策を、健康づくりと健康教育の最重要の一つに据えていただくことが必要です。</p> <p>※特に健康寿命の延伸と重症化予防で、喫煙は、がん、COPDをはじめとする呼吸器疾患、循環器疾患など、さまざまな生活習慣病の発症、重症化に大きく影響していることから、これらの認知度を高め、初めからタバコを吸わないこととともに、喫煙率を減少させ、かつ受動喫煙のない居住と社会環境づくりがとても重要な課題です。</p>	<p>タバコの煙には様々な有害物質が含まれ、多くの病気の原因とされており、それを周知し、対策を図る必要性については認識しているところです。</p> <p>受動喫煙の対策については、これまでも取り組んでいるところであり、今後も健康に関する施策について検討していきたいと考えています。</p>

2. タバコ特に受動喫煙の危害防止について、具体的に、以下のような取り組みが望まれます。

(1) 「受動喫煙の危害防止」について、先ず公共性の高い施設と子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことを期待しています。「分煙」では受動喫煙の危害をとうてい防ぎ得ないので、「分煙」は入れるべきではありません。

(2) 乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されています。保育園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくありません。家庭での対策や啓発はもちろん重要ですが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め（私学も）、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。

(3) 乳幼児～思春期の受動喫煙は、子どもの心身の健康阻害要因となるだけでなく、成長後も影響を残すとのエビデンスが蓄積してきています。

例えば胎児期から18歳までの受動喫煙の暴露は、生殖期年齢の女性の精神的健康度を低下させる（抑うつ発症）リスクになる事もわかってきました。

それらの資料を基に、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策・啓発がよりいっそう望まれますし、また下記のように受動喫煙のある飲食店などに子ども達を連れ行かない啓発や対処も望まれます。

(4) 子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。

市内保育所、幼稚園及び小中学校においては、敷地内禁煙を実施しているところではあります。

受動喫煙の対策については、これまでも取り組んでいるところであり、今後も健康に関する施策について検討していきたいと考えています。

(5) とりわけ、通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。全面禁煙となっていない公共の場、飲食店やサービス施設では、市民（及び利用者）は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも同様の義務づけを定める。or 勧奨する。

・また、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけor勧奨も必要で有効かと思えます。

①「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」

②「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」

③出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」

・最近、コンビニ店頭の灰皿が撤去されていっているようですが、タバコ販売店も含め、飲食店やサービス業などでも、店頭や道路に面した場所に灰皿が置かれ、通行人が受動喫煙の危害にあうことの改善施策、また歩きタバコの規制も必要ですので、よろしくお願いします。

(6) 禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。

・禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約がありましたが、中医協の改定で、今年4月からは35歳未満の若い世代は適用外になりますので、この施策の重要性を進めていただきたいと思います。